

ふるさと納税制度の指定基準に基づく地域資源の認定について

愛媛県はこの度、県内の一部自治体からの要望により、ふるさと納税制度の指定基準に基づき、本県の地域資源として次のとおり認定しましたので、お知らせします。

ふるさと納税寄附に対し自治体が提供する返礼品は原則として、地域の区域内で生産された物品又は提供される役務（いわゆる地場産品）であることが必要ですが、当該認定により当該物品は認定区域内の共通の地域資源とされ、返礼品として提供できることとなります。

- 1 認定物品 河内晩柑
- 2 認定市区町村 松野町、鬼北町、愛南町
- 3 認定期間 令和6年3月15日から同年9月30日まで
（総務大臣からふるさと納税の対象となる
地方団体の指定を受けた期間に準じる）

4 根拠規定

地方税法第314条の7第2項

地方税法施行規則第1条の16第2項

平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハ